第６１回　大津市入札監視委員会（令和６年度　第３回）　会議録（要旨）

１　開催日時　令和６年３月１１日（月）　１０：００～１２：００

２　開催場所　大津市役所　第二別館　Ｗｅｂ会議室

３　出席者　委　員　　５名

　　　　　　　（松山委員長、小島副委員長、石井委員、山本委員、松山委員）

　　　　　　　事務局　　５名

　　　　　　　（契約検査課：栗田課長、服部補佐、戸川補佐、澤井主幹、平田主任）

４　内　　容

**１）開会**

　　　事務局及び委員長挨拶

**２）議事**

**（１）入札及び契約手続きの運用状況等について**

①　入札方式別発注工事総括表について

②　入札方式別発注工事一覧表について

③　事案の抽出結果について

【当番委員抽出理由について説明】

④　抽出事案説明書について

【質疑】

　○委　員　抽出案件を含む小学校の長寿命化工事とはどのような工事か。

○事務局　国の指針に基づき市内の小中学校の構造的な確認をし、建て替えではなく改修を行うことで施設の長寿命化を図るためのもの。大津市全体で１０～１５年かけて実施し、１つの施設の工事期間も約３年と長期間にわたる。

〇委　員　参加者数を増やす努力の成果は出たのか。

〇事務局　受注希望型はランクを減らすことで対象業者数を増やす努力をしており、参加者は増えている。一方で辞退や欠席者が多く、その理由を今回は業者に直接伺った。長期間にわたる工事のため、技術者の配置に苦慮したり下請け業者を集めることにも困難であった等の理由を挙げられた。また能登半島地震における電線ケーブルが入手困難になるなど、今後は特に電気設備工事において参加業者の減少に対して影響が出ないか注視したいと考える。

**抽出事案１「河川改修工事（堂の川支流）その２」について**

【事務局説明】

【質疑】

○委　員　　事務局からの説明の中で本案件については人通りが多い場所で交通誘導に注意が必要であることや夜間工事が発生するなど困難な工事であるとのことだが、発注者側から事前に業者側に周知することができないのか。

○事務局　夜間工事等については積算にかかる資料を提示しているため、あらかじめ業者側は把握しているものという認識である。ただし業者は発注案件が多いため、まずは参加申込をした後に設計図書等を確認して入札に参加するかどうかの判断をしているのではないかと推測する。

〇委　員　今後は参加申込をしたら入札まで行わなければならないという手立て、例えば入札しなかった業者に対して経審点を下げるなどの措置が必要なのではないか。

〇事務局　我々が業者の判断に対して一方的にペナルティを科すのは営業妨害となり控えるべきである。

〇委　員　「合併入札」と「合冊」についての違いについて教えてほしい。また本案件が合併入札であることが積算に影響があったのかどうかもあわせて教えてほしい。

　〇事務局　　まず「合併入札」とは、経費等を抑えるため同一現場又は近接する現場で同一時期に行う必要がある工事を一括して入札するものである。なお、契約については複数の工事としてそれぞれで契約する。「合冊」とは１つの工事を予算措置等の都合上で分けているものを指す。なお、合併入札であること自体が積算に影響したかどうかについてはそれぞれの案件ごとに内訳が金抜き設計書等に明記されているため積算に影響はなかったと考える。

　〇委　員　共通する部分の経費は２つの案件のうちどちらから引くのか。

　〇事務局　経費はそれぞれの案件に設計金額に応じて按分している。

　〇委　員　辞退や欠席の場合の理由書の提出を依頼することはできないのか。

　〇事務局　書面での辞退届をいただく場合は理由を明記する欄を設けており、書面で辞退届を提出いただいた業者からは『他の案件を受注したため技術者を配置することが難しい』という内容の回答が多く、特に年度後半は繁忙期にあたり予定している技術者が他の工事に配置することになった等の連絡をいただくことが多い。

　〇委　員　辞退や欠席の場合は今回のように理由をその都度確認し記録に残すことで今後の検証に役立つものになるため継続して実施してほしい。また、今後は落札率だけでは談合等の疑いに対して判断することが困難になってきているため、業者ごとの入札金額の分析など細かく分析していくことが必要であるのではないか。

　〇事務局　辞退の理由書については今後もうまく案内ができるように取り組んでいく。また、今後も入札者が多くなるような工夫を検討していきたい。

**抽出事案２「大津湖岸なぎさ公園園路舗装改修工事」について**

【事務局説明】

【質疑】

○委　員　工事の場合、単価は公共単価がありその単価を利用すれば正確な積算ができると伺ったが、その他の情報は全てを公表しているのか。

○事務局　端数処理の方法についてまでは公表をしていない。ただ、過去の案件については公表しているためそれらを分析すればおのずと端数処理についても把握ができ、最低制限価格を導くことができると考える。

〇委　員　全社が最低制限価格と同額だと競争が働いていないようにみえるが問題ないのか。

〇事務局　国で定められた単価を利用しており、ダンピング防止の観点からその単価を大津市が独自で変えられるものではない。

〇委　員　最低制限価格の算定を国のモデルに従う限りは最低制限価格と同額に張り付く現象が頻発するが、最低制限価格以下で工事を施工できる業者も中には存在するとも考えられる。国のモデルに従うべきかどうか考える余地があるのではないか。

〇事務局　国の基準以下の最低制限価格の算定を採用するとなると根拠づけが難しい。一方で、ほ装工事については各業者が正確な積算ができた入札であったという捉え方はできる。

〇委　員　国のモデルに準じて乱数を用いる手法をとる自治体もあるため、他の方法を検討してもいいのではないか。

〇事務局　他の自治体がどのような状況であるのか今後確認していきたい。

〇委　員　ほ装工事は積算が簡単であるのか。また業者間での情報交換をしているのか。

〇事務局　大津市は積算ソフトを使用して積算しており、業者も積算ソフトを使用しているため各社近い価格での応札になっているのではないか。ただ、ほ装工事は他の工種に比べて積算がシンプルではあるが、端数処理の方法の差で１千円程度の差が出る場合はある。

〇委　員　最低制限価格制度を採用せず低入札価格制度を設けてはどうか検討してほしい。

〇事務局　低入札価格調査制度を利用する場合であったとしても最低制限価格を設定しなければならない。滋賀県において低入札価格制度を実施はしているものの業者は安価であったとしてもそれを証明するための書類を用意する労力が大きいため辞退する業者が多いと伺っている。

〇委　員　「ほ装撤去」等も公共単価が決まっているのか。また最低制限価格と同額によるくじでの業者決定があるような工事は他にあるのか。

〇事務局　決まっている。また今回と同様の結果になりやすい工事についてはほ装工事のほかには「道路改良工事」のような単価がわかりやすい工事で見受けられることが多い。

〇委　員　入札方式別発注工事一覧表の番号１２の案件についてはほ装工事であるがくじによる落札者決定になっていないがいかがか。

〇事務局　この案件については応札業者から疑義申立が出た案件であり、単価等の採用に誤りがあれば１社のみが正確な積算となり、その他の業者が失格となるなどの結果となりうる。

**抽出事案３「膳所小学校長寿命化改良等機械設備工事」について**

【事務局説明】

【質疑】

〇委　員　本案件については落札者以外が予定価格以上の応札価格となり、案件①と比べて入札に参加する意志表示は一定確認ができる。落札できなくても入札してもらえるような工夫を検討すべきである。

〇事務局　管工事組合との会合の中で我々から積極的な入札への参加を要望しているところである。

〇委　員　落札者以外が予定価格を超過しているが積算には問題がなかったのか。

〇事務局　資材価格の上昇を見込んだ積算になっているという認識ではある。価格を上げてでも下請けを呼び込む等の努力をしていたためではないかとも推測している。

〇委　員　技術者不足の課題を解決するために市として考えられる取り組みはあるのか。

〇事務局　大津市では企業局ではガスの技術者に向けた研修を行ったり民間の技術者を助ける取り組みを実施している。

○委　員　資格を持った技術者の不足を補うための取り組み事例で把握していることはあるのか。

○事務局　コンサルタントについては国の資格だけでなく民間資格を公的に認める等の流れが出ていることは把握している。工事については労務単価の上昇も人材不足への対応の一つではないかと考える。

〇委　員　専任技術者の要件緩和も行っていることも技術者不足を補うための施策であると思うが今回の聞き取りの結果を踏まえ実験的に監理技術者の要件を緩めるなどの施策を実施してはどうか。

〇事務局　監理技術者補佐をつける等対応はできるが建設業法上での定めがあり、かつ結局は技術者を専任として縛ることになるため根本的な解決につながらないと考える。

〇委　員　建設業法の改正の際に自治体側から声をあげることをしているのか。

〇事務局　技術者不足は官民や国と地方自治体を問わず全体共通の問題であるため、国も危機感を持っているはずである。

〇委　員　様々な問題点が生じていることがこの場でも浮き彫りになり入札自体が成り立たくなるような状況になりつつあるため、この大変な現場の声を国や他団体に対してこれから届けていってほしい。

**総論**

・辞退、欠席理由を可能な限り把握し、今後の入札に役立たせるようにすること。

　・競争性を担保するため入札参加者を増やす取組みが課題である。

　・同価入札に伴うくじ決定について競争性を確保する方策の検討。

　・低入札価格調査制度の導入の検討。

　・技術者の減少等による担い手の確保、育成について行政として支援、協力についての検討。

**（２）指名停止等の措置状況について**

　　 指名停止等の措置状況一覧表について